（令第三十五条第二号に規定する額の算定方法）

第五十一条の二　令第三十五条第二号に規定する所得割の額を算定する場合には、第二十六条の三の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「支給決定障害者等又は当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者」とあるのは、「支給認定に係る障害者等又は支給認定基準世帯員」と読み替えるものとする。

（令第四十三条の二第二項に規定する額の算定方法）

第六十五条の三　令第四十三条の二第二項に規定する所得割の額を算定する場合には、第二十六条の三の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「支給決定障害者等又は当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者」とあるのは、「法第七十六条第一項の申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員（障害者である場合にあっては、その配偶者に限る。）」と読み替えるものとする。

第三条　難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の一部改正

（難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（市町村民税の所得割の額を合算した額の算定方法） **第六条**　（略） 2　前項の算定に当たって、支給認定を受けた指定難病の患者又は当該支給認定を受けた指定難病の患者に関する支給認定基準世帯員が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この項及び第五十三条において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。	（市町村民税の所得割の額を合算した額の算定方法） **第六条**　令第一条第一項第二号イ、第三号及び第四号ロの所得割の額を合算した額の算定については、次の各号に掲げる支給認定を受けた指定難病の患者の区分に応じ、当該各号に定める額を合算するものとする。 一～三　（略） （新設）

（令第三十五条第二号に規定する額の算定方法）

第五十一条の二　令第三十五条第二号に規定する所得割の額を算定する場合には、第二十六条の三の規定を準用する。

（令第四十三条の二第二項に規定する額の算定方法）

第六十五条の三　令第四十三条の二第二項に規定する所得割の額を算定する場合には、第二十六条の三の規定を準用する。

改正後	改正前
（大都市の特例） **第五十三条**　令第十条の規定により、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が難病の患者に対する医療等に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。 （表略）	（大都市の特例） **第五十三条**　令第十条の規定により、指定都市が難病の患者に対する医療等に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。 （表略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十年七月一日から施行する。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正）

2　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（支援給付に係る厚生労働省令等の適用） **第十八条の七**　（略） 一～七　（略） 八　難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第六条第一項、第七条、第九条及び第十条の規定の適用については、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を保護とみなす。 九　（略）	（支援給付に係る厚生労働省令等の適用） **第十八条の七**　法第十四条第一項の支援給付（平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付を含む。以下「支援給付」という。）が行われる場合における次の各号に規定する命令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。 一～七　（略） 八　難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第六条、第七条、第九条及び第十条の規定の適用については、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を保護とみなす。 九　（略）